

平成26年度政府予算編成 及び施策に関する要望

平成25年7月4日

全国町村会

目 次

1. 東日本大震災からの復興と全国的な防災・減災対策の強化	(1)
(復興庁・内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・ 国土交通省・経済産業省・文部科学省・環境省・防衛省・法務省)	
2. 町村自治の確立	(7)
(内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・ 厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
3. 町村財政基盤の確立	(8)
(総務省・財務省・内閣府・文部科学省・厚生労働省・ 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
4. 国土政策と地域の元気創造の推進	(13)
(国土交通省・総務省・内閣府・法務省・財務省・農林水産省)	
5. 空き家対策の推進	(15)
(国土交通省・総務省・環境省・農林水産省・ 厚生労働省・警察庁・法務省・財務省)	
6. 環境保全対策の推進	(16)
(環境省・総務省・財務省・文部科学省・ 厚生労働省・経済産業省・国土交通省・外務省)	
7. 地域保健医療対策の推進	(18)
(厚生労働省・総務省・財務省)	
8. 少子化社会対策の推進	(21)
(厚生労働省・内閣府・総務省・財務省・文部科学省)	
9. 障害者保健福祉施策の推進	(22)
(厚生労働省・総務省・財務省・文部科学省)	
10. 介護保険制度の円滑な実施	(23)
(厚生労働省・総務省・財務省)	

11. 医療保険制度の一本化の実現等	(25)
(厚生労働省・総務省・財務省)	
12. 教育施策等の推進	(28)
(文部科学省・総務省・財務省・内閣府)	
13. 農業・農村対策の推進	(30)
〔農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・ 文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省〕	
14. 林業・山村対策の推進	(36)
〔農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・ 厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省〕	
15. 水産業・漁村対策の充実	(39)
(農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
16. 道路、河川、生活環境等の整備促進	(44)
(国土交通省、厚生労働省・総務省・財務省・農林水産省・環境省)	
17. 地域商工業振興対策等の推進	(46)
(経済産業省・農林水産省・国土交通省・総務省・財務省・内閣府)	
18. 雇用対策の推進	(48)
(厚生労働省・財務省)	
19. 観光施策の推進	(49)
(国土交通省・外務省・総務省・農林水産省・環境省)	
20. 町村消防の充実強化	(51)
(総務省・財務省)	
21. 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化	(52)
(総務省・警察庁)	
22. 情報化施策の推進	(53)
(総務省・内閣官房・内閣府・財務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省)	
23. 戸籍制度の見直し	(55)
(法務省・総務省・財務省)	

- 24. 公職選挙制度の改善** (56)
(総務省・財務省)
- 25. エネルギー対策の推進** (57)
(経済産業省・財務省・環境省)
- 26. 過疎対策の推進** (58)
(総務省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)
- 27. 豪雪地帯の振興** (59)
(国土交通省・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省)
- 28. 半島地域の振興** (60)
(国土交通省・総務省・財務省・厚生労働省・
農林水産省・環境省・経済産業省)
- 29. 離島地域の振興** (61)
(国土交通省・総務省・財務省・厚生労働省・
農林水産省・環境省・経済産業省・文部科学省)
- 30. 地域改善対策の推進** (63)
(国土交通省・法務省)
- 31. 米軍機による低空飛行訓練の中止について** (65)
(外務省・防衛省)
- 32. 北方領土の早期返還** (66)
(内閣府・内閣官房・外務省)
- 33. 竹島の領土権の確立** (67)
(内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省)
- 34. 尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯について** (68)
(内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省・国土交通省)

1. 東日本大震災からの復興と 全国的な防災・減災対策の強化

（復興庁・内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・
国土交通省・経済産業省・文部科学省・環境省・防衛省・法務省）

東日本大震災から2年余が経過し、被災地では、本格的な復興に向けた取り組みが行われているが、山積する諸課題の解決に向けて、国と地方が総力を結集して取り組まなければならない。

特に、福島第一原発事故の影響により、帰還が困難な被災者及び復興が遅れている市町村への支援を強化すべきである。

加えて、我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限に止めるため、大震災やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、国は次の事項を実現すること。

I. 東日本大震災からの復興

1. 地域の主体性を生かした復興対策

地域の主体性を生かした復興が計画的かつ着実に行えるよう、万全の予算措置を講じること。

2. 医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援

(1) 被災者・避難者に対する医療・福祉サービスを安定的・持続的に提供するため、必要な医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うこと。

(2) 高齢者をはじめとする被災者・避難者、児童・生徒及び教職員の心のケアについて、十分な支援を講じること。

3. 農林水産業の事業再開への支援及び商工業、観光業等の復興支援

(1) 被災地における農林水産業の復旧・復興を「農業・農村の復興マスター

「プラン」および「水産復興マスター・プラン」によって着実に推進すること。

特に、壊滅的な被害を受けた水産業については、水揚げ量のさらなる回復について漁港や加工流通施設の復旧・復興の加速化をはかること。

また、農業については、農地・農業施設等の復旧はもとより、既往債務の減免や金融支援措置等のソフト面の支援にも万全を期す等、再生に注力すること。

(2) 震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等を通じ、既往債務に対する積極的な買取や資金需要への迅速な対応等、各支援策の拡充・強化をはかること。特に、二重ローン問題を担う産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の相互連携を強化するとともに、被災事業者の支援を強化すること。

4. 公共施設等の復旧・復興

(1) 復興道路、復興支援道路の早期の全線開通をはかること。

また、公共交通確保の観点から鉄道の早期復旧についても、強力な支援を行うこと。

(2) 津波によって破壊された防波堤や防潮堤等のインフラ整備を着実に行うこと。

(3) 被災した医療機関の施設・設備の整備等について、万全の財政措置を講じること。

(4) 地域の意向に沿った復興が計画的かつ着実に行えるよう、農用地区域の除外要件を緩和するとともに、農地転用許可の権限を町村に移譲すること。

(5) 所有者不明土地の財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与し、被災市町村が適切な管理を行えるようにすること。

(6) 住宅再建に向けた宅地造成について、復興計画の実施に必要な都市計画法、農業振興地域整備法及び森林法等にかかる手続きが市町村中心で行われるよう一本化し、土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み

を構築すること。

5. 被災町村への財政支援

被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、必要な財政措置を講じること。

6. 被災市町村への人的支援

全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣については、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。また、被災市町村における膨大な事務負担の軽減を図るため、事務手続きの緩和・簡素化の措置を講じること。

II. 原子力災害対策

1. 原発事故の早期収束と廃炉の着実な実施

福島第一原発事故の早期収束をはかるとともに、廃炉にする4基の原子炉について廃炉工程表に基づき着実に実施すること。

2. 避難の長期化を踏まえた生活・健康面の支援

避難の長期化に伴って深刻化している住居、雇用、医療等にかかる避難住民の切実な不安を解消するため、法律に基づく支援を講じること。

特に、住民の帰還しやすい環境をつくるため、災害公営住宅の建設に対する支援を強化するとともに、「町外コミュニティー（仮の町）」構想の具現化に向け、必要な法整備を行うこと。

3. 賠償範囲の再検討と賠償金支払いの迅速化

原子力損害の賠償にあたっては、自主的避難等対象区域から除外された福島県一部市町村の見直しを行うとともに、同等の放射線量が計測される隣接県の市町村についても、その対象とすること。また、賠償金については請求手続きを簡素化し、支払を迅速化させること。

また、被災者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を東京電力に徹底させるとともに、先に成立した時効の中断に関する特例法では、被災者の救済は不十分であることから、原発事

故の賠償請求権については、時効消滅しないとする旨の立法措置を講じること。

4. 国の責任による除染の徹底と放射性廃棄物の処理方針の確立

- (1) 町村が実施する除染については、住民が行う除染も含め、国の責任で費用を措置すること。また、農地や森林の除染を積極的に推進するとともに、河川・湖沼等の除染方針を早急に示し環境の回復をはかること。
- (2) 増大する放射性廃棄物の処理にあたっては、除去土壌等の仮置き場および中間貯蔵施設等についても国の責任で措置すること。

5. 健康不安を払拭する対策の確立

放射性物質が健康に及ぼす影響は将来的に顕在化するとされるため、国は、低レベル被ばくの可能性のある福島県等の住民に係る健康検査を継続的に実施するなど、住民の健康不安を払拭するよう万全の措置を講じること。

6. 原発の安全規制等の抜本的な見直し

- (1) 原子力規制委員会が発足したものの、政府内の役割分担が不明確であり、国の原発行政に対する国民の不安と不信が払拭されていないため、国民の信頼回復に向け万全を期すこと。
- (2) 原発の再稼働にあたっては、電力需給の見込みだけで判断するのではなく、未曾有の自然災害等を想定した安全面の検証を徹底し、地元自治体や住民の納得を得た後に再稼働の是非を決めるこ。
- (3) 原発立地地域等の住民の安全・安心を確保するため、緊急避難用道路や災害用重機搬入路等を早急に整備するとともに、原子力防災対策のあり方について科学的知見に基づき見直すこと。

III. 全国的な防災・減災対策の強化

1. 大震災等災害対策の確立

- (1) 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」、「大規模災害からの復興に関する法律」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的

支援を行うこと。

また、南海トラフ地震、首都直下地震、火山災害、大規模水害など今後懸念される巨大災害や複合災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

(2) 改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象を拡大するなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

(3) 今後起こりうる大規模災害に対応するため、全国防災・減災事業が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

(4) 東日本大震災のような大規模災害時に生じる災害廃棄物について、国による代行の仕組み、広域的な協力要請・財政支援の仕組みを充実・強化し、広域的な処理体制を確立すること。

(5) 固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化すること。

また、双方向無線通信機器など消防団の装備の緊急かつ集中的な整備や、衛星携帯電話の整備等、地域の防災力向上に対する十分な財政措置を講じること。

(6) 被災者生活再建支援法について、同一災害による被災者世帯の公平を期すため、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」などの適用要件を見直すこと。

2. 地震・津波の観測・監視体制の充実強化

南海トラフ地震、首都直下地震等、想定される大規模地震に対し、観測体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

3. 海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

特に、最近の集中豪雨の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等のあり方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池等の整備を推進すること。

4. 火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事

業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。

2. 町村自治の確立

(内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・
厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)

全国の町村は、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら食料の安定供給や水源かん養、地球温暖化対策に資する森林の整備・保全等国民生活にとって重要な役割を担い続けてきた。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行や地域産業の衰退等町村を取り巻く環境は依然として厳しく、危機的な状況にある。

こうした課題に適切に対応し、町村が発展し続けるために、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの発想で特色を持った地域づくりができるようにするための仕組みにしなければならない。

よって国は、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。

1. 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小

- (1) 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。
- (2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
- (3) 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

2. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。

3. 道州制は絶対に導入しないこと。

3. 町村財政基盤の確立

（ 総務省・財務省・内閣府・文部科学省・厚生労働省・
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省 ）

三位一体改革の結果、町村は、地域間格差が拡大し、極めて厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済・雇用情勢と相まって、地域の疲弊が深刻化している。

こうした中、地域の自主性及び自立性を高めるための改革、税制の中長期的課題等に取り組むとされているが、町村が、より自主的・主体的な地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引き上げなど、地方自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の確立が不可欠である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

- ① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
 - ② 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。
- (2) 個人住民税は、負担分担を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかること。

また、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

(3) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、次により、税収が安定的に確保できるようにすること。

- ① 償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、仮に廃止・縮小されがあれば、町村の財政に多大な支障を生じることも踏まえ、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。
- ② バブル期以降の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、土地の負担軽減措置等について、公平性、合理性等の観点から早急に点検・見直しを行うこと。特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。

(4) 地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることができ不可欠である。よって、国は、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

- ① 町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施するとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーの活用や山村の元気創造に取り組むことができるよう、地方税財源を確保する仕組みを早急に構築すること。
- ② 石油石炭税の税率の特例措置による税収の使途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。
- ③ 石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合は、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ譲与すること。

- ④ 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。
- (5) 自動車取得税は、税収の約7割が市町村に交付され、極めて貴重な財源となっていることを踏まえ、同税の引き下げ及び廃止にあたっては、自動車重量税の譲与割合を引き上げるなど市町村の安定的な代替の税財源を確保し、減収が生じないようにすること。
- また、軽自動車税については、軽自動車の保有が都市部に比べ地方部に多く、町村の貴重な財源となっていること、また、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡等を考慮し、税率を引き上げること。
- (6) 消費税引上げに伴う低所得者対策
- ① 消費税引上げに伴う軽減税率制度の導入については、対象品目選定の公平性及び困難性、国・地方の社会保障財源確保の重要性などに鑑み、極めて慎重に検討すること。
- ② 消費税の引上げに伴う「簡素な給付措置」については、国の責任において実施すること。
- (7) たばこ税の将来に向かっての税率引き上げの判断にあたっては、市町村たばこ税の現行税収総額に及ぼす影響等を見極めること。
- (8) ゴルフ場利用税（交付金）は、道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (9) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (10) 地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、さらに整理合理化すること。
- (11) 軽自動車税の適正な賦課徴収事務に資するため、自動車登録情報につ

いて、電子データにより確実に提供できる仕組みの構築を検討すること。

- (12) 固定資産税の賦課徴収事務の効率化に資するため、不動産登記情報等について、電子データにより確実に提供できる仕組みの構築を検討すること。

2. 地方交付税の充実強化

- (1) 雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されている「歳出特別枠」については、当面維持すること。
- (2) 交付税率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元・増額すること。
- (3) 地方の社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。
- (4) 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。
- (5) 交付税特会借入金の償還については、財政健全化のため償還計画のとおり確実に行うこと。
- (6) 多くの町村は、過疎、山村、離島、豪雪等の条件不利地域であり、その人口・面積も千差万別である。また、地域医療の確保、生活交通の確保、地域コミュニティーの維持など新たな財政需要が生じてきている。
このような町村の多様な財政需要を的確に反映するための工夫を重ね、個別町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう、所要額を必ず確保すること。
- (7) 地方交付税は地方の固有財源であり、本来地方が自主的に決定すべき事項に関し、国の政策目的を強制するための手段として用いないこと。また、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」(「地方交付税交付金」については、「地方共有税調整金」)に変更すること。
- (8) 地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を経由せず地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。

(9) 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、不可欠であるので、これを堅持すること。

3. 地方債の充実改善

- (1) 町村が、防災・減災対策の強化や地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、地方債資金の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。
- (2) 臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。

4. 国土政策と地域の元気創造の推進

（国土交通省・総務省・内閣府・
法務省・財務省・農林水産省）

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の整合的な整備をはかることが基本であり、着実に推進していかなければならないが、併せて地域資源を最大限活用し、地域活性化の事業の実現を目指す自治体を支援することが求められている。

とりわけ、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を活かした適切な役割を、将来にわたり担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

加えて、徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、強くてしなやかな国土を形成することも極めて重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 国土形成計画（全国計画）の総点検にあたっては、東日本大震災の影響をはじめ、人口減少・高齢化、インフラの老朽化等の社会経済状況の変化を勘案するとともに、町村の特性や意見を十分踏まえること。
2. 防災・減災等に資する国土強靱化に向け、橋梁・トンネル等の社会資本の老朽化対策を総合的に推進すること。
また、都市公園の機能更新についても、十分な財政措置を講じること。
3. 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源等を活用したイノベーションの推進、地域の自立を目指した产学研官の地域経済循環の促進等により、地域の元気を創造する町村を積極的に支援すること。
4. 東日本大震災等を教訓とし、災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立って人口及び産業の地方分散を推進すること。

5. 「地域公共交通確保維持改善事業」については、補助要件の緩和をはかるとともに、地域交通の存続の危機に直面している町村の実情を踏まえ、自由度の高いものとし、充実強化をはかること。
6. 相続人が多数存在し、かつ、相続手続きが一定期間（すくなくとも三世代以上）なされていない土地を、地域住民が生活していくうえで不可欠な公共用地として取得する場合は、簡略な手続きで行えるよう法的整備を検討すること。

5. 空き家対策の推進

（国土交通省・総務省・環境省・農林水産省・
厚生労働省・警察庁・法務省・財務省）

空き家は、過疎化、少子高齢化が急速に進む中で増加してきており、防災、防犯、火災予防、衛生、景観、地域活性化などの面で全国的に問題化している。

このため、町村では条例を制定して空き家の撤去など適正な管理に取り組む動きもあるが、種々制約が多く、国が積極的かつ効果的に対策を講じる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 空き家の問題は、各省庁にまたがるため、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に取り組む体制を強化すること。

2. 安全性確保や住環境の改善等の観点から、地方団体が直接かつ容易に解体撤去が行えるよう法整備を行うとともに、その費用について財政措置を講じること。

また、有効活用を促進するための「空き家再生等推進事業」については、町村の実情を踏まえ、対象施設の範囲を拡大するとともに、補助対象経費を充実・強化すること。

3. 固定資産税の住宅用地特例の対象を、家屋の所有者等が家屋の所在地に住所を有する場合に限定すること。

6. 環境保全対策の推進

（環境省・総務省・財務省・文部科学省・
厚生労働省・経済産業省・国土交通省・外務省）

低炭素社会の実現が世界的なテーマとなる中、政府の温室効果ガス排出削減目標に沿って、町村においても、地球温暖化対策を推進していくことが求められている。

また、循環型社会への取り組みや廃棄物の処理は、地域の住民にとっても大きな課題となっている。

よって、国は、次の事項を実現すること。

1. 地球温暖化対策の推進

- (1) 町村が、その自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策の取り組みを推進できるよう、必要な税財政上の措置その他の措置を講ずること。
- (2) 町村の「実行計画」に設定した温室効果ガス削減目標を達成できるよう、積極的な支援体制を構築すること。

2. 循環型社会の構築

- (1) 第3次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。
- (2) 廃棄物処理施設の整備を計画的に推進するため、適切な措置を講じること。
- (3) 廃棄物処理施設の解体等に対して適切な財政支援措置を講じること。
- (4) 使用済小型電子機器等の再資源化はきわめて重要であり、リサイクルの推進にあたっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう万全の措置を講じること。
- (5) 家電リサイクル料金を「前払い方式」に改めること。

また、不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととし、町村が回収した場合は、その回収費用及びリサイクル費用を製造業者等の負担とするなど、町村の負担とならないよう万全の措置を講じること。

(6) 持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの basic 理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化をはかるとともに、分別収集・選別保管にかかる町村と事業者の費用負担及び役割分担について、更に適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(7) 自動車リサイクル法に基づく「不法投棄対策支援事業」及び「離島対策支援事業」を拡充するとともに、「不法投棄対策支援事業」については、未然防止対策や行政代執行によらない原状回復への支援等も対象にすること。

また、不法投棄車の回収費用などについて、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

(8) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(9) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

3. 漂流・漂着ゴミの処理対策の推進

(1) 海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制を速やかに整備すること。

(2) 国外からの海岸漂着物については、原因究明とその防止策、監視体制の強化など外交上適切に対応すること。

7. 地域保健医療対策の推進

(厚生労働省・総務省・財務省)

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 災害に備えた医療提供体制等

病院の耐震化を早急に進めるとともに、老朽化による建て替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。

特に、災害時の医療拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に行うこと。

2. 医師等の人材確保

(1) 地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等規制的手法の導入や一定期間過疎地域等への勤務義務付けなど診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

(2) 医学部の新設や定員増により医師養成数を大幅に増員する等医師確保対策を強力に推進するとともに、地域医療を担う医師の養成と地域への定着をはかるための方策を講じること。

(3) 看護師、助産師、保健師、栄養士等専門職の養成・確保をはかるとともに、就労環境の整備等を促進し定着化をはかること。

3. 自治体病院等への支援

(1) 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化をはかるため一層の財政支援措置を講じること。

(2) 地域医療再生臨時特例交付金について、基金を拡充し、計画期間を延

長すること。

- (3) 医師標欠及び看護職員の配置基準にかかる診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置等を講じること。
- (4) 病院勤務医や看護職員の負担軽減のため、補助職員の配置を更に評価する等診療報酬の見直しを行うこと。

4. へき地医療の充実・確保

中山間地域・離島等のへき地における医療を確保するため、いわゆる総合医の養成・確保をはかり、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備・運営等により地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。

5. 救急医療・周産期医療の体制整備

小児救急をはじめとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。

6. 在宅医療等の推進

- (1) 地域包括ケアシステムを構築し、医療と介護の連携強化・機能分化をはかった上で、在宅医療・訪問看護を推進すること。
- (2) 在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保をはかること。

7. がん検診の推進

がん検診推進事業については、対象年齢を拡げるとともに、必要な財政措置を講じること。

8. 予防接種の推進

- (1) 水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

また、ロタウイルスワクチンについても定期接種の対象とするための検討を早急に行うこと。

- (2) 妊婦への感染を防止するために風疹ワクチンを任意接種した者に対し、全国一律に公費助成を行えるよう国の責任において必要な財源を確保す

ること。

9. 新型インフルエンザ対策の推進

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策が円滑に実施できるよう広く国民に周知をはかること。
- (2) まん延期において市町村が行う生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置並びに市町村が必要と認め独自に行う対策に関して、国として十分支援すること。

10. 感染症対策の推進

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等のダニ類を媒介とする感染症について、感染予防策を講じるとともに、感染防止に関する啓発を推進すること。

8. 少子化社会対策の推進

(厚生労働省・内閣府・総務省・財務省・文部科学省)

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向はきわめて深刻さを増している。

人口減少社会の到来は、少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下衰退、生産年齢人口や労働力人口の減少を通じて、経済成長にマイナスの影響を与え、さらに社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念される。

よって、国は、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画社会づくり、若者の就労支援等の施策とともに、子育ての価値、魅力について啓発活動を積極的に行うなど、次の事項を総合的に推進すること。

1. 子育て支援の充実

- (1) 子育て支援に関する施策については、国の関与を最小限とし、町村の自由度を高めるとともに、児童人口減少地域の実情が反映できるものとすること。
- (2) 市町村が地域の実情に応じ、障害児を含むすべての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、子育て支援に係る施設整備や人的体制の確保に向けて、万全な財政措置を講じること。
- (3) 子ども・子育て関連三法の施行にあたっては、十分な準備期間を設け、保護者や施設職員等の子育て関係当事者に対して周知徹底を図ること。
また、二重行政の解消のため、国における所管を一元化すること。

2. 乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭の医療費に対する助成について、全国統一的な制度化をはかるなど適切な措置を講じること。

9. 障害者保健福祉施策の推進

(厚生労働省・総務省・財務省・文部科学省)

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 「障害者総合支援法」のうち、平成26年4月に施行される障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大等に向けては、現場に混乱を来さぬよう具体的な情報を迅速に提供すること。

また、実施主体である町村が安定的に制度を運営できるようにするとともに、必要となる財源については国の責任で万全の措置を講じること。

10. 介護保険制度の円滑な実施

(厚生労働省・総務省・財務省)

介護保険制度は国民の間に定着している一方で、利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況にある。

超高齢社会を迎えるなか、利用者が出来る限り住み慣れた地域で安心して地域の特性に応じた多様なサービスを受けられるよう地域包括ケアを構築するとともに、同制度の円滑かつ安定的な運営をはかることが喫緊の課題である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じている。公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化をはかること。
また、サービス提供が困難な地域の解消のため、新たな支援策を検討すること。
2. 保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した財政措置を講じること。
3. 財政運営の充実
 - (1) 国の負担（居宅給付費の25%、施設等給付費の20%）のうち5%が調整財源とされているが、これを外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の定員数を加味すること。
 - (2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。
4. 低所得者に対する介護保険料や施設住居費等の軽減策は、国の責任において、適切な財政措置を講じること。
5. 介護報酬の改定にあたっては、保険料に及ぼす影響に留意するとともに、給付と負担の均衡に配慮すること。

6. 介護サービスの基盤整備

- (1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、訪問介護員、介護支援専門員等人材の育成・確保をはかること。
- (2) 地域の介護ニーズに対応するため小規模施設（定員 29 名以下）等の整備を推進している介護基盤緊急整備等臨時特例交付金は、国の責任において継続すること。

7. 身体障害者療護施設等について、施設所在町村の負担にならないよう、介護保険制度上の住所地特例の適用範囲を拡大すること。

11. 医療保険制度の一本化の実現等

(厚生労働省・総務省・財務省)

市町村は国民健康保険及び後期高齢者医療制度の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

国民皆保険制度の基盤をなす市町村国保の加入者は、制度創設時に比べ農林水産業従事者及び自営業者の割合が減少する一方、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者・非正規雇用者・長期療養者等も増加している。

加入者の所得額に対する保険料（税）負担の割合は被用者保険の加入者と比べ著しく高くなっています、これ以上の保険料（税）の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについて、もはや限界に達するなど、制度の維持運営が困難な状況となっている。

また、後期高齢者医療制度については、平成24年度の保険料改定において、多くの広域連合で保険料の大幅な引き上げを余儀なくされ、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、さらに厳しい運営を強いられる虞れがある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 医療保険制度の一本化の実現

国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

2. 国民健康保険の安定運営の確保

（1）社会保障・税一体改革において税制抜本改革時に行なうとされた2,200億円の公費投入を早急（消費税率の8%引き上げ時）に実施すること。

- (2) 上記の公費投入では市町村国保の構造問題の解決には不十分であり、国費の大幅な追加投入により、将来に亘って持続可能な制度とすること。
- (3) 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急かつ強力に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。
その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とすること。
- (4) 都道府県が保険者となるにあたっては、保険料算定方式の標準化等課題があるが、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できることとする等市町村の意見を踏まえて都道府県が調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。
- (5) 平成27年度から実施される保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大に伴い、町村の拠出超過が更に増えることが懸念されるため、都道府県調整交付金の配分ガイドラインに沿って都道府県が調整機能を十分発揮できるよう必要な支援を行うこと。
- (6) 高額療養費制度における自己負担限度額の引き下げなど国保財政に影響のある見直しをする際は、国の責任において財源を確保すること。
- (7) 乳幼児や重度障害者への医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止し、全国統一的な制度化をはかるなど適切な措置を講じること。
- (8) 特定健診・特定保健指導の実施率による後期高齢者支援金の加算・減算措置を廃止すること。

3. 後期高齢者医療制度の安定運営の確保

- (1) 後期高齢者医療制度は定着しており、必要な見直しを行う際は地方と十分協議を行うこと。
- (2) 現行の制度創設後に講じられた保険料の軽減等を継続するのであれば、平成25年度以降も国の責任において万全の措置を講じること。

(3) 制度施行後6年以内とされている不均一保険料の設定について、平成26年度以降も継続できるよう所要の措置を講じること。

4. その他

(1) 国民年金等事務取扱交付金については、大幅な超過負担が生じており、実態に即した補助基準額を設定した上で、所要の国費を確保し、超過負担を完全解消すること。

12. 教育施策等の推進

(文部科学省・総務省・財務省・内閣府)

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子どもの育成を目指すため、個性を生かし、育てる教育環境を整備するとともに、人々があらゆる場所において学習できる環境を整え、社会全体の活性化をはかっていくことが重要である。

また、首相の下開催している教育再生実行会議において、教育委員会制度の抜本的な見直し等について検討を進めているが、地方公共団体が地域の実情に応じた教育行政を責任を持って展開できるよう、町村の意見を十分に聴取し、尊重する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 耐震化事業等の推進

(1) 児童・生徒の安全・安心を確保するとともに、災害発生時の地域住民の避難場所としての機能を強化するため、義務教育施設等の耐震化事業及び防災機能強化事業等を促進すること。

あわせて、地域の実情に即して補助単価を見直すこと。

(2) 地震防災対策特別措置法において、倒壊の危険性がある構造耐震指標(I_s 値) 0.3以上0.6未満の施設の補強について、0.3未満の施設と同様の補助率とすること。

2. 教育委員会制度の改革

(1) 首長の責任の下で教育行政を行うことができるよう、教育委員会の設置の選択制も含め、首長と教育長の関係について検討すること。

(2) 国の地方公共団体に対する是正・改善の指示を拡大することに関しては、地方教育行政に対する国の関与の在り方について、改めて検討すること。

3. 義務教育の充実改善

- (1) 教育行政は自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらしながら、地域のニーズに即した教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。
- (2) 町村の実情に即し、義務教育諸学校の教科用図書の採択地区を、「郡の区域」から「町村の区域」に改めること。
- (3) 教員が子どもと向き合う環境を確保し、きめ細やかな指導を行うため、少人数学級が全国的に推進されている実態を踏まえ、複式学級を含む学級編成及び教職員定数の標準を引き続き見直すこと。
- (4) 普通学級に在席する、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）など障害をもつ児童・生徒に対する教職員等の配置を含む特別支援教育の充実をはかること。
- (5) 小学校における外国語活動や、中学校における外国語教育において、ALT等を積極的に活用できるよう、JETプログラムをはじめ民間委託等について適切な措置を講じること。
- (6) 学校司書の配置を促進するため、配置単価の引き上げ等、必要な財政措置を講じること。

4. 国は耐震化のほか、老朽化対策や空調整備などの町村が実施を計画している事業について、確実に執行できるようにすること。

5. その他

- (1) 文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等整備事業など文化財保護に対する適切な措置を講じること。
- (2) へき地児童生徒援助費等補助金を拡充するとともに、離島高校生就学支援費に加え、高校通学が困難なすべての地域における生徒の通学費、住居費も対象とすること。

13. 農業・農村対策の推進

（農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・
文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）

我が国の農業・農村は、国産食料の供給や国土保全等の多面的な機能を担っているものの、担い手の減少、耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化の進行という長期的な衰退傾向に歯止めが掛からず、深刻さが年々強まっている。

とりわけ、TPP交渉参加表明により、農業関係者を中心に将来に対する不安が一層高まっている。

よって、国は農業・農村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、「攻めの農林水産業」の目指す、農山漁村の豊かな資源が成長の糧となる地域の魅力があふれる社会の構築に向け、次の事項を実現すること。

1. 国益と現場の声を踏まえた農業交渉の展開

(1) 農林水産物の関税や金融・医療等の非関税障壁を撤廃する TPP は、農林水産業だけでなく、地域経済や国民生活にも深刻な影響を及ぼすことについて、圧倒的多数の自治体や地方議会が危惧や反対を表明していることを、国は重く受け止めること。

とりわけ、農林水産分野の重要 5 品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとすること。

(2) WTO 農業交渉については、今後とも、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開するとともに、地域の産業・経済が崩壊することのないよう、上限関税の導入を阻止し、重要品目の数を十分に確保すること。

(3) 各国と個別に行われる EPA・FTA 交渉については、国内農業・農村

の振興を損なわないよう十分配慮しつつ、取り組むこと。

特に、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの我が国農業の重要品目については、関税撤廃の対象から除外するなど適切に対応すること。

2. 攻めの農林水産業の推進

攻めの農林水産業の推進にあたっては、条件が不利な地域の存在等、生産現場の実態に十分配慮しつつ、我が国の農林水産業全体の底上げをはかること。

3. 実効性のある「食料・農業・農村基本計画」の推進

平成32年までの政策目標として閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」については、必要とされる財源を確保した上で、活力ある農山漁村の再生と食料自給率50%の達成に向け、実効性のある施策を政府一体となって推進すること。

4. 新たな直接支払制度の創設

新たな直接支払制度の創設にあたっては、既存の制度との整合をはかり、現場に混乱を来さないよう十分留意するとともに、町村に新たな負担が生じないようにすること。

5. 地域農業の再生

(1) 農業農村整備の充実・強化と負担金の軽減

農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、重点的に予算を確保するとともに、同事業の負担金償還にかかる農家や地元町村の負担軽減措置を講じること。とりわけ、東日本大震災で浸水した農地の除塩や損壊した用排水路等の復旧を引き続き強力に推進すること。

(2) 地域農業の担い手の育成・確保

意欲のある多様な農業者の育成・確保にあたっては、家族農業経営、集落営農、法人経営それぞれに対する具体的な支援策及び人材確保策を明確化するとともに、現場に定着している認定農業者制度との間で混乱が生じないよう、整合性に配慮した役割分担を明らかにすること。

また、青年就農給付金については、新たに農業を志す人がすべて給付対象となるよう必要な財源を確保するとともに、就農者の大宗を占める親元就農の後継者も対象として、就農者の拡大をはかること。

(3) 野生鳥獣被害対策の拡充

- ① 野生鳥獣による農作物等の被害は、市街地にまで拡大するなど町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、捕獲隊員の補償措置を講じた上で、夜間・市街地での銃使用の途を開くことや個体数を抑制する調査・研究等についても、抜本的な対策を講じること。
- ② 捕獲鳥獣については、ジビエ料理の普及等食肉利用を促進するとともに、食用に供されないものを焼却する施設を整備すること。

(4) 優良農地の確保と耕作放棄地の解消

- ① 優良農地の確保と有効利用の促進にあたっては、地域の実態に応じた土地利用がはかられるよう、土地利用にかかる権限を町村に移譲するとともに、都道府県農業会議の意見聴取の義務付けを見直すこと。
改正農地法等を踏まえつつ、町村が優良農地の確保や農地の面的集積を円滑に行うことができるよう、町村の事務負担の軽減や財政支援の拡充等を行うこと。
- ② 農地集積のための「地域農業マスターplan」の作成にあたっては、農家の将来に関わる個人情報を、町村が強制的に提出させることができないという地元の実情に最大限留意するとともに、町村に過大な事務負担が生じないようにすること。
- ③ 町村が農林業公社等を組織し、不在地主の農地、管理放棄された農地等の耕作放棄地や荒廃森林を利用して農林業を行うことができる体制を整備すること。

(5) 飼料・畜産対策の推進

- ① 地域の畜産業に壊滅的な打撃を与える口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及びBSEについては、国の責任において感染経路や発生原因

を近隣国と共同で早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じること。あわせて、これらの伝染病に伴う風評被害等により畜産関連事業者等が被る損害についても、国が補てんする制度を創設すること。

- ② 配合飼料の価格安定をはかるとともに、飼料用米などの国産飼料の生産拡大を推進するための条件を整備し、畜産経営者のコスト負担を軽減すること。

(6) 生産資材費の軽減

水田・畑作と畜産の連携強化によるたい肥生産の増大や省力・省エネ機械の開発普及を推進するとともに、農家のリース経費を軽減する農畜産業機械等リース支援事業を拡充し、生産コストの低減をはかること。

また、原油価格が高騰しハウス経営等を圧迫しているため、水産業で価格高騰対策として成果を上げている価格補てん事業（漁業経営セーフティーネット構築事業）に準じた事業を創設すること。

(7) 農業技術の開発の推進

地域の特性に応じた農業生産に関する研究・開発並びに消費者ニーズに応じた新しい加工・貯蔵・流通に関する研究・開発を推進すること。

また、遺伝子組み換え技術を活用して開発した農畜産物の普及にあたっては、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

(8) 農業関係団体の見直し

農業委員会の必置規制の緩和など関係団体・組織のあり方を見直すとともに、地域の実情に応じた弾力的な組織運営を可能とすること。

6. 農山村の活性化と都市との共生・対流

(1) 「農山漁村活性化ビジョン」の早期策定

農山漁村の将来像や国と地方との役割分担等を明確にする「農山漁村活性化ビジョン」を早期に策定し、活性化のための具体的な道筋を町村に示すこと。

(2) 農業・農村の6次産業化の推進

「農林漁業成長産業化ファンド」による6次産業化を推進するため、出

資にかかる採択要件や出資金の償還要件をできる限り弾力化とともに、自立するまでの間、経営・財務面のサポートを継続的に実施すること。

(3) 条件不利地域や農村集落への支援の充実

- ① 中山間地域等直接支払制度については、条件不利地域における耕作放棄の防止や集落営農の維持等に不可欠な制度として定着しているので、予算の拡充をはかるとともに、法制化による恒久的な制度とすること。
- ② 農地・水保全管理支払交付金は、地域の資源や環境の保全に必要な事業で集落営農の維持に不可欠であるため、現場が必要とする予算総額を確保するとともに、法制化による恒久的な措置とすること。

(4) 農山漁村と都市との共生・対流の推進と地域コミュニティの再生

農山漁村地域の活性化にあたっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進や地域コミュニティの存続が重要な役割を果たすので、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生に対する総合的な対策の拡充をはかること。

(5) 食の安全・安心の確保

国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、トレーサビリティシステムの導入品目・加工食品の原料原産地表示品目の拡大や監視体制の整備などをはかり、食の安全・安心の確立に万全を期すこと。

(6) 国産農産物の消費拡大と食育の推進

米を中心とした日本型食生活の再構築と国産農産物の消費拡大に向け、地産地消の推進、米粉パンなど米粉製品の普及や学校給食における米飯給食の目標回数の引き上げなどに対する支援を強化するとともに、食育をより広範囲な国民運動として定着させること。

(7) 国内農産物の輸出促進

品質に優れた国内農産物の輸出促進については、海外の市場情報の提

供や輸出にかかる環境整備、輸出経費の支援策を講じること。

また、福島第一原発事故に伴う風評被害により、日本産食品の輸入停止、または証明書を要求する国・地域が、現在でもなお多数に及んでいるため、簡易かつ安価で放射性物質を検査する方法を開発するとともに、関係国に対して正確な情報を適宜・迅速に提供すること。

(8) 再生可能エネルギーの導入促進

農山漁村の活性化やエネルギーの地産地消をはかるため、農山漁村に豊富に存在する土地・水・バイオマスなどの資源を有効活用した再生可能エネルギーの導入を計画する町村に対し、農林地の権利移転の促進、初期投資への助成や経営ノウハウ等の支援を拡充すること。

14. 林業・山村対策の推進

（農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・
厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省）

森林地域に立地する林業や山村・水源地域は、林産物の供給のみならず、国土の保全や水源かん養等の多面的機能を有しているが、過疎化・高齢化や林業従事者の減少、間伐の遅れによる森林荒廃等が長期化し、極めて厳しい状況が続いている。

このような中、国は「攻めの農林水産業」として、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築等を掲げ、林業や山村地域の再生に向けた取り組みを進めようとしている。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 森林整備の推進と森林管理対策の充実強化

（1）森林吸収量の確保に向けた森林整備や路網整備を強力に推進するとともに、山地災害や津波被害を緩和・防止するための治山対策の強化をはかるため、林野公共事業については重点的に予算を確保すること。

なお、森林整備事業においては、搬出間伐要件の弾力化等、現場の実態に即した運用をはかること。

（2）森林境界の確定に向けた取組を強化するとともに、里山等の荒廃竹林に対しては、侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。

（3）深刻化しているシカ等の野生鳥獣被害に対し、生息状況等を踏まえた効果的な森林被害対策を講じること。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の病害虫被害については、拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。

- (4) 外国資本等による森林買収を不安視する声が高まっていることを踏まえ、森林取得に係る市町村長への届出制度の実効性確保に努めるとともに、貴重な森林資源や水資源を守るために、新たな規制措置を検討すること。
- (5) 保安林の指定・解除にかかる権限については、地域の実情に精通している町村に移譲するよう措置すること。
- (6) 相続未登記等により所有者の合意形成がはかれず、分収林契約の変更手続きが困難となっている実態を踏まえ、分収林特別措置法の改正を含め、適切な措置を講じること。

2. 国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大

- (1) 国産材の安定供給体制を確立するとともに、国産木材の乾燥促進や集成材等の高次加工等、木材の品質向上をはかること。
- (2) 公共建築物等への国産材の利用を促進するため、公共・公用施設を新改築する町村に対する財政措置を拡充すること。
- (3) 木材需要の喚起と拡大をはかるため、木材利用ポイント制度の継続や間伐材等の利活用の促進、木質バイオマスにかかる技術開発及び施設整備への支援を強化すること。

3. 担い手の育成と経営改善

- (1) 林業への就業者に対する支援措置を強化する等、「緑の雇用」関連事業の拡充をはかること。

また、森林施業プランナーやフォレスター等の人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。

- (2) 公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。

また、日本政策金融公庫資金等の林業金融制度については、需要に応じた必要な貸付枠を確保すること。

4. 山村地域の振興

- (1) 林業・山村の6次産業化の推進

森林、林産物、景観等の地域資源の活用による林業・山村の6次産業化を推進し、就業機会の創出、所得の増大と定住の促進をはかり、山村地域を再生・活性化させること。

(2) 山村の多面的機能の発揮と活性化の推進

森林・林業を支える山村が多面的な機能を発揮するための活動や、山村の活性化のための活動等に対する財政措置を拡充すること。

(3) 生活環境基盤の整備

平地に比べ整備水準が低い道路、上下水道、廃棄物処理施設、医療施設、福祉施設等の生活関連インフラの整備・充実をはかり、定住の阻害要因を解消するため、適切な支援措置を講じること。

5. 森林吸収源対策のための財源確保

温室効果ガスを吸収する機能が極めて大きい森林の機能を今後とも維持するためには、町村段階における森林の管理・整備が不可欠であることを適切に評価し、石油石炭税の税率の特例措置による税収の使途に森林吸収源対策を加えるとともに、税収の一定割合を森林面積に応じ町村に譲与すること。

6. 林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

TPP交渉においては、合板等の国内林産物の生産減少が懸念されるため、林産物の関税を維持すること。

また、違法伐採された木材の輸入に対する国内の監視体制を強化すること。

7. 森林・林業・山村に係る地方財政措置の充実

(1) 公有林等における森林整備の促進に要する経費や集約化に要する経費等に対する「森林・山村対策」や移住者の受入対策や森林管理、水源維持等に要する経費等に対する「国土保全対策」の拡充をはかること。

(2) 町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む) や「林道延長」を考慮した「森林・林業行政費」を新設すること。

15. 水産業・漁村対策の充実

(農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・
財務省・経済産業省・国土交通省・環境省)

我が国の水産業は、魚価の低迷や、燃油価格の高騰、高船齢化や担い手の高齢化等極めて厳しい環境にある。

また、東日本大震災からの復興や原子力災害に伴う水産物への影響も大きな課題として残されている。

一方、国は「攻めの農林水産業」として、水産物の消費・輸出の拡大、持続可能な養殖の推進等を掲げている。

よって、国は水産基本計画を着実に実施するとともに、「攻めの農林水産業」の具体化をはかり、我が国の水産業・漁村を一日も早く復活・再生させるため、次の事項を実現すること。

1. 東日本大震災に対する強力な復旧・復興支援

東日本大震災に対する復旧・復興については、被災した地域が我が国水産業にとって重要な地域であることから、水産基本計画に従い着実に実施すること。

とりわけ、漁港や漁船、加工流通施設等の生産基盤の復旧・復興については、被災地域の要望を踏まえ、目標数値の上積みなど柔軟かつ強力に推進すること。

2. 漁業経営安定対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業収入安定対策事業への加入率をさらに引き上げ、現場に定着させるため、法律に基づく恒久的な制度とすること。

(2) 漁業経営安定対策の中核となる漁業共済制度については、漁業者に有利となるよう基準収入の算定方法を見直すこと。

収入記録が5年に満たない新規加入者については、地域平均を適用す

るなど、不利にならないよう配慮すること。

- (3) 漁船等を取得する際の無利子資金を拡充するとともに、無担保・無保証人の融資制度を拡充すること。
- (4) 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置並びに漁業用の軽油引取税の免税については、恒久的な措置とすること。
また、燃油・飼料価格の高騰による影響を緩和する「漁業経営セーフティーネット」については、国の拠出割合の引き上げと、基金規模の拡充をはかること。
- (5) 漁村の内外から漁業への多様な就業経路を確保するため、漁業知識を習得する若者に対する新たな支援をはかるとともに、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力に係る研修体制、就業相談等の諸対策の拡充をはかり、就業希望者の障害と不安を解消すること。

3. 活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

- (1) 「漁港漁場整備長期計画」に基づく漁港の耐震化や長寿命化対策等、災害に強い水産基盤整備を着実に推進するとともに、藻場・干潟の保全・造成による水産環境整備等に必要な財政措置を講じること。
- (2) 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的な機能を発揮するための活動に対する財政措置を拡充すること。
- (3) 水産業・漁村の6次産業化の推進にあたっては、特產品等の開発による地域ブランド化、水産直売所の開設やインターネット販売への取り組み等に関する手法の開発や財政面の支援を拡充すること。

また、産地と消費地の流通の目詰まりを解消し、消費者のニーズに適合した国産水産物の流通を促進するとともに消費の拡大をはかること。

- (4) 防潮堤・防波堤の見直し等海岸整備を強化するとともに、水産施設に対する減災事業への支援制度を創設し、災害に強い漁業・漁村づくりを推進すること。

また、今後の大規模災害に備え、「激甚災害法」の対象施設に定置網等を追加するとともに、へい死魚介類の処理に対する助成制度を創設すること。

(4) 漁村地域に対する地方財政措置の充実

漁村は、辺地、離島、半島等条件が不利な地域にあり、財政基盤が脆弱な町村が多いことから、農山漁村対策にかかる地方財政措置を充実すること。

4. 水産資源の回復・管理の推進

(1) 海洋基本計画を踏まえ我が国周辺水域における資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多元的な資源管理型漁業の推進に努めること。

(2) 大型クラゲやザラボヤ、トド等による漁業被害については、発生源対策や効果的な駆除方法を確立すること。

また、赤潮に対する被害を初期段階で軽減するための対策を確立するとともに、養殖業者の経営再開を支援する措置を講じること。

(3) 内水面漁業・養殖業の振興をはかるため、水質の改善や地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法の確立などに努めるとともに、放流したさけ・ますの回帰率の低下原因の究明と資源増殖対策を強化すること。

(4) 限りある水産資源を守り、漁業秩序を確立するため、密漁監視体制の整備や各取締機関の連携による取り締まりの強化等、地域が取り組む監視活動に対し支援策を講じること。

(5) 外国漁船による違法・無謀操業が我が国の漁船の操業及び水産資源に大きな影響を及ぼしているので、指導・取締体制を一層拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

5. 適切な資源管理に資する貿易ルールの確立と海外漁場の確保

(1) 水産物に関する各国との貿易交渉等においては、水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指し、我が国水産業の安定と発展に深刻な影響を及ぼす関税の引き下げや、輸入割当制度（IQ制度）等の非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

とりわけ、TPPについては、水産物関税を維持するとともに、漁業補助金における政策決定権を維持すること。

- (2) 資源が減少しているマグロ類等については、科学的資源評価を踏まえた国際的な資源管理に関するルールづくりを我が国が主導し、遠洋漁業の漁場の確保に努めること。
- (3) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかる観点から、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

6. 漁場・沿岸環境保全対策の推進

- (1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、藻場・干潟の造成や磯焼け被害に対する対策、並びに、磯焼けの発生メカニズムに関する調査・研究を強化するとともに、漁業者やNPO等が各地域において行う藻場・干潟の保全活動等への支援を拡充すること。
- (2) 町村が行っている漁港、海岸、海浜の清掃等の環境美化活動に対する支援策を講じること。
- (3) 漁具、漁網、FRP漁船など漁業系廃棄物の処理・再利用システムを確立するとともに、処理・再生体制を整備すること。

特に、漁港等に放置等されているFRP漁船等については、東日本大震災で明らかになったように津波により漂流物化し、災害を拡大する可能性が高いため、国において、実態把握と処理対策を早急に実施すること。

7. 水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

- (1) 水産物の安全・安心を確保するため、HACCP（危害分析・重要管理点）やトレーサビリティシステムを導入して衛生管理体制を強化する水産加工場等に対する支援を積極的に行うとともに、輸出の拡大に注力すること。

また、近年、輸入水産物を原料とする加工食品が増えていることから、「加工食品の原料原産地表示」の対象品目を拡大し、適正な表示が行われるよう措置すること。

- (2) 魚食の普及にあたっては、これまでの取組に加え、食育の一環として学校給食における魚食の拡充をはかること。また、水産物や加工品の輸出をより一層促進するため、海外市場開拓に向けた環境整備をはかること。
- (3) 水産物の放射性物質に関する検査体制を拡充・強化し、その結果を迅速に国内外に向け開示し、風評被害の払拭に努めるとともに、輸出向け水産物については、放射性物質に関する検査証明書の迅速な発行に努めること。

16. 道路、河川、生活環境等の整備促進

（国土交通省、厚生労働省・総務省・
財務省・農林水産省・環境省）

町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、道路、河川、生活環境等の整備を積極的に促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 道路の整備促進

- (1) 災害時の代替ルートの確保等のため、高規格幹線道路等の整備を推進すること。
- (2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進すること。

2. 河川等の整備促進

- (1) 治水は国的重要施策であり、事業の見直しにあたっては、地域の実情を十分に考慮すること。

また、国の管理する河川改修等の事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配慮するとともに、浚渫や自生雑木の除去等適切な措置を早急に講じること。

- (2) 整備が立ち遅れている町村の海岸事業を重点的に推進すること。

3. 水道施設の整備促進

- (1) 耐震性及び安全性強化のための水道施設の整備、再構築事業に対する財政支援の仕組みを構築すること。
- (2) 高料金水道に対する財政措置を充実・強化すること。また、簡易水道の布設は、脆弱な町村財政を窮屈させているため、補助率の引き上げを含め補助制度を拡充するとともに、統合簡易水道への交付税措置の継続・

拡充、高料金対策に要する経費における繰出基準の緩和をはかること。

4. 汚水処理施設の整備促進

- (1) 整備が立ち遅れている町村の下水道整備について適切な財政措置を講じること。
- (2) 農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等について適切な財政措置を講じること。

17. 地域商工業振興対策等の推進

（ 経済産業省・農林水産省・国土交通省・
　　総務省・財務省・内閣府 ）

我が国の経済は、これまでの長期にわたる低迷状況からの脱却に向けた動きも見えつつあるが、足下の実体経済に大きな変化は見られず、地域経済の回復にはいまだほど遠い状況にあるといえる。

よって、国は地域商工業のさらなる振興に向けて次の事項を実現すること。

1. 地域商工業対策の拡充

- (1) 中小企業の事業継続と雇用を守るため、資金需要への機動的かつ迅速な対応をはかるため信用保証や融資制度の拡充等の支援を継続すること。
- (2) 地域経済の中核を担う農林漁業や中小企業による新たな取り組みである農商工連携や農林漁業の6次産業化を促進させるため、生産、加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策を拡充すること。
- (3) 地域中小小売店の振興や地域コミュニティを担う商店街の活性化をはかるため、農商工連携の推進、商業基盤整備や空き店舗対策、イベントの開催や買い物バスの運行など商店街や小規模企業に対する支援の拡充をはかること。
- (4) 地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など適切な措置を講じること。

2. 地域産業の育成と工業等の導入促進

- (1) 厳しい状況にある地域経済の再生をはかるため、産学官のネットワーク等による産業集積（産業クラスター）の促進や地域の潜在能力を結集した地域イノベーションの創出をはかること。
- (2) 農林漁業の6次産業化が進展していくことを踏まえ、「農村地域工業

等導入促進法」については、対象業種の拡大をはかるとともに、税制・金融上の優遇措置を拡充すること。

- (3) 地域の伝統工芸品やブランド開発など地場産業の振興をはかるとともに、起業や転業などへの積極的な支援を行うこと。

3. 消費者行政の推進

- (1) 地方における消費者行政の推進にあたっては、町村の負担が過大となるないよう留意するとともに、消費生活センターの設置や相談業務に取り組む町村に対しては、積極的な支援策を講じること。
- (2) 食品の放射能関連の風評被害の蔓延を招かないよう、検査体制を拡充するとともに、消費者に対する科学的な知見に基づく正確な情報提供等に努めること。

18. 雇用対策の推進

(厚生労働省・財務省)

地域経済には回復の兆しが見られるものの、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いている。

こうした状況において、今後、国と地方が連携し、地域の実情に応じた実効ある雇用施策を強力に推進することが不可欠である。

そのため、「雇用創出の基金による事業」について、要件の緩和など弾力的な活用を可能にするとともに、基金を拡充し、事業期間の延長を行うこと。

19. 観光施策の推進

(国土交通省・外務省・総務省・農林水産省・環境省)

観光立国の実現に向け、観光施策を効果的かつ総合的に推進するためには、国と地方が一体的な連携をもって取り組む必要がある。特に、東日本大震災を始め、台風・豪雪等の被害にあった被災地の復興を支える観点からも国による積極的な対応が不可欠である。

よって、国は、次の事項を実現すること。

1. 減少した観光客数の回復

- (1) 国内観光の活性化をはかるため、国内各地での観光キャンペーンを積極的に展開すること。
- (2) 訪日旅行客の誘客をはかるため、海外で先導的なプロモーションに取り組むこと。
- (3) 訪日外国人旅行者の安心感につながる、正確かつわかりやすい情報を発信すること。
- (4) 出入国管理・査証発行体制整備等、着実な取り組みを進めること。

2. 日本の宝ともいるべき観光資源が多数被災していることから、修復には国としても全力で取り組むこと。

3. 原発事故による観光業への風評被害については、万全の対策を講じるとともに、損害実態に見合った賠償が行われるよう、迅速かつ適切に対応すること。

4. 滞在型観光として、宿泊旅行回数・滞在日数の増加に資する地域観光圏・広域観光圏のための取り組みを支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進すること。

5. 観光政策は多くの省庁に関わることから、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に調整し、地方団体に情報提供すること。
6. 国内旅行需要創出のための環境整備をはかるとともに、連続休暇の取得促進について広報活動等を強化すること。
7. 地域の雇用維持・確保につながる、産業観光をはじめとする体験型ツーリズムなど地元の観光資源を活用したニューツーリズムの育成を支援すること。
8. 公共交通機関との連携に向けた取り組みを支援するとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備を推進すること。
9. 地域特性を生かした観光施設の再生や伝統文化の維持・継承をはかるための施策に対し、支援を強化すること。

20. 町村消防の充実強化

(総務省・財務省)

近年の大規模・多様化する災害から地域住民の生命を守るために、消防防災体制の充実強化をはかるとともに、地域の安全確保に大きな役割を果たしている消防団の団員確保および自主防災組織の活性化を一層推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 大規模災害対策等の推進

- (1) 消防救急無線・防災行政無線のデジタル化等消防防災設備について、財政措置を充実強化すること。
- (2) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について着実に推進するため適切な措置を講じること。
- (3) 林野火災に対する総合的対策を推進すること。

2. 高度救命処置用資機材を備えた高規格救急自動車の整備をはかるため適切な措置を講じるとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

3. 消防団・自主防災組織の活性化

- (1) 施設装備及び教育訓練等の充実をはかるため適切な措置を講じること。
- (2) 団員の確保をはかるため、国における啓発及びPRを含め適切な措置を講じること。

21. 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化

(総務省・警察庁)

銃器を使用した凶悪事件等が相次いで発生している現状に鑑み、住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃器犯罪などのあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化等をはかることは緊急の課題である。

よって、国は、次の事項について実現すること。

1. 総合的な銃器犯罪対策の推進に対する適切な措置を講じること。
2. 行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。
3. 誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に対する適切な措置を講じること

22. 情報化施策の推進

（ 総務省・内閣官房・内閣府・財務省・
　　経済産業省・国土交通省・厚生労働省 ）

すべての国民が、平等にICT（情報通信技術）を活用し、その恩恵を享受できる社会を実現することが、情報化施策の推進にとって重要な課題である。よって、国は次の事項を実現すること。

1. 社会保障・税番号制度の円滑な導入

- (1) 番号制度の導入・運用にあたっては、広く国民に周知し理解を得るとともに、個人情報保護やセキュリティについて万全の対策を講じること。
- (2) 通知カードの送付及び個人番号カードの交付について、国は事務手続き等のガイドラインを早急に策定し、市町村に示すこと。
- (3) 個人番号の付番・通知にかかる事務及び個人番号カードを交付する事務にかかる導入・運用に係る費用については全額国費により行うこと。

また、地方公共団体の既存システムの改修に要する費用をはじめ番号制度の導入・運用にかかる地方公共団体の新たな経費負担を早期に明らかにし、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。

- (4) 個人情報保護のあり方や条例整備等について、早急にガイドラインを示すこと。また、特定個人情報保護評価についても早急に指針を示すこと。
- (5) 地方公共団体の既存システムの改修及び情報提供ネットワークシステムへの円滑な接続のための各種技術標準等を早急に示すこと。

2. 電子行政の推進等

- (1) 国の制度改正に伴う電算システムの開発・改修について、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。

また、電算システムの開発等の費用を抑え、システムの信頼性を高めるため、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること。

(2) 条件不利地域等において、止むを得ず町村が整備したブロードバンド施設等について、代償なく速やかに民間通信事業者への移管を可能とする制度を創設すること。

また、情報格差が生じることがないよう、ユニバーサルサービス制度を拡充し、光ファイバーなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

3. 地上デジタル放送受信環境の整備

地上デジタル放送に完全移行したが、テレビが視聴できない条件不利地域等の世帯に対する各種支援や新たな難視地区の解消に向けた対策を講じるとともに、暫定衛星対策世帯における恒久的な対策を早急に講じること。

23. 戸籍制度の見直し

(法務省・総務省・財務省)

近年住民の流動が激しく、戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者等に分かれており、事務が煩雑になっている現状にある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。
2. 戸籍事務の電算化による、ソフトの更新費用等を含めた運営経費について、適切な措置を講じること。

24. 公職選挙制度の改善

(総務省・財務省)

区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかること。

また、国会議員の定数に関する選挙制度改革については、町村の意見が十分に反映されるよう考慮すること。

25. エネルギー対策の推進

(経済産業省・財務省・環境省)

我が国のエネルギー政策は、脆弱なエネルギー供給構造の強化や温室効果ガスの排出削減をはかる観点から、原子力発電への依存度を強める方向を目指してきたが、深刻な原子力災害を踏まえ、中長期的なエネルギー安定供給体制のあり方など抜本的な検討が求められている。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. エネルギー政策の見直し

エネルギー基本計画の見直しにあたっては、原発のあり方と電力の安定供給について慎重に検討するとともに、再生可能エネルギーを拡大させる具体策を検討すること。

2. 再生可能エネルギーの導入・推進

(1) 町村が、小水力、バイオマス、太陽光、風力等の地域資源を活用して再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、再生可能エネルギー等導入推進基金事業を拡充するとともに、発電施設や基幹送電線への接続等に対する支援措置を創設し、自立・分散型のエネルギー供給体制を構築すること。

(2) 再生可能エネルギーにかかる既存の発電施設の発電能力を維持するため、老朽施設の更新・改修等に対する支援制度を創設すること。

26. 過疎対策の推進

（ 総務省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省 ）

過疎地域は、引き続き人口減少が続いている、若年層の流出、少子・高齢化の急速な進行、地域産業の衰退による様々な格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど厳しい状況にある。

このような中、地域医療の確保、集落対策、生活交通確保、災害対策など住民の安心・安全な暮らしを支える、幅広く実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

よって国は、次の事項を実現すること。

1. 集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細やかな集落の維持及び活性化対策をこれまで以上に積極的に講じること。
2. 地域資源を最大限活用し地域の自給力を高めるため、過疎地域の主体的で多様な取り組みを支援すること。
3. 町村の多様な財政需要を反映した市町村計画に基づく過疎対策事業債の所要額を確保するとともに、道路・橋りょう等の公共施設の維持・補修に係る経費、廃校舎等の公共施設の解体撤去や火葬場施設、上水道施設、障害者施設、し尿処理施設等の一般廃棄物処理施設、企業が使用する貸工場等、市町村管理の河川・溜池、学校施設におけるグラウンド・プール等の整備に要する経費など、過疎対策事業債の対象事業を拡大すること。

27. 豪雪地帯の振興

(国土交通省・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省)

豪雪地帯は、冬期の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。
2. 新たな「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」を策定するにあたり、豪雪地帯町村の意見を十分踏まえ、「特別措置法」に基づく路線の指定を延伸・追加するとともに、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を強力に推進すること。
3. 高齢者・障がい者等の雪下ろし・除排雪等が困難な者を支援するため、建設業団体や非営利団体と連携した除排雪や、空き家の除排雪などの管理に係る地域の取り組みに対して財政支援措置を講じること。
4. 雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

28. 半島地域の振興

（国土交通省・総務省・財務省・厚生労働省・
農林水産省・環境省・経済産業省）

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土资源の利用面における制約から、産業振興及び生活環境の整備等が立ち遅れている実情にある。更に、地震、風水害等により陸の孤島となるところが存在するなど災害に対し脆弱な地域でもある。このため、かかる現状を開き、地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展という基本的な考え方を踏まえた地域の自立的発展をはかるためには、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 半島振興法の適用期限を延長し、定住の促進、交流人口の拡大、格差是正に向けて支援措置の充実強化をはかること。
2. 半島地域は地震、津波、風水害、土砂災害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通及び情報の途絶の危険性が高いため、救助体制の充実や避難施設、衛星携帯電話等の整備を推進すること。
3. 半島振興法に基づき策定された全国 23 半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点にたって各種事業にかかる支援施策を講じること。
4. 半島振興及び災害対策上重要な半島循環道路等の整備を推進すること。

29. 離島地域の振興

（国土交通省・総務省・財務省・厚生労働省・
農林水産省・環境省・経済産業省・文部科学省）

離島は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。

一方、離島を取り巻く諸条件は依然として厳しく、過疎化・高齢化に加え、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者等の不足等も相俟って、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきているのが現状である。

このため、離島の自立的発展の促進や島民が安心安全に住み続けることができるよう、幅広い総合的な対策を講じる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 離島振興関係予算の所要額を確保すること。

特に、法律により創設された「離島活性化交付金」については、事業計画に基づく事業等の実施に支障が生じることのないよう所要額を確保するとともに、弾力的な活用がはかられるものとすること。

2. 離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であることから、必要な支援を行うとともに、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め支援のあり方について検討すること。

3. 離島におけるすべての移動コストを本土交通機関並に低減する方策を講じること。

4. 医師等医療従事者の確保、円滑な派遣制度を早急に確立するとともに、病院・診療所等の整備、救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

5. 離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対し、適切な措置を講じること。
6. 離島が四方を海等に囲まれている等厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防除し、島民が孤立することを防止するため、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫等の整備、防災のための住居の集団的移転の促進等、総合防災対策の充実をはかること。
また、離島の防災機能の強化をはかるため、海岸、道路、港湾、漁港等の整備に係る事業について、離島町村の財政負担の軽減をはかりつつ、強力に推進する仕組みを整えること。
7. 離島特別区域制度については、その制度の詳細設計を定めた新たな法制を早急に整備すること。
8. 我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の人間並びに海洋資源の確保及び利用をはかる上で特に重要な離島については、その保全及び振興に関する特別の措置について早急に検討すること。

30. 地域改善対策の推進

(国土交通省・法務省)

同和問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しております、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」とする)は失効したが、課題の解決に向け、取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 「地対財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講じること。
2. 人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講じること。
3. 人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。
4. 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」・「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

5. 公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。
6. 地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後

の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

31. 米軍機による低空飛行訓練の 中止について

(外務省・防衛省)

日本において実施される米軍機による低空飛行訓練は、休日昼夜を問わず断続的に実施され、機体から発せられる轟音により、住民生活に大きな支障が生じている。国は、この事態を正確に把握し、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないよう、適切に対応すること。

32. 北方領土の早期返還

(内閣府・内閣官房・外務省)

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

33. 竹島の領土権の確立

(内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省)

我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

また、国の啓発施設の建設等により、広報啓発活動を充実強化すること。

34. 尖閣諸島海域における 中国漁船の領海侵犯について

(内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省・国土交通省)

尖閣諸島は我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。国は、その周辺海域において、監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じるとともに、尖閣諸島及び周辺海域における領海侵犯に対し、毅然たる態度をとること。

自然環境保護の為、再生紙を使用しています。